

2026 年 3 月期 KOMORI グループ英国現代奴隷法に関する声明

この声明は 2015 年に成立した英国現代奴隷法第 54 条に基づき、株式会社小森コーポレーションおよび関連子会社(以下、小森グループと記載)の現代奴隷及び人身売買の防止に関する方針および取り組みを開示するものです。

1. 小森コーポレーションについて

株式会社小森コーポレーションは印刷機械ならびに印刷関連機器、付属品の開発・製造・販売・修理加工を行っている機械メーカーです。国内外の主要な印刷会社や政府系印刷機関を主要な顧客とし、主に出版・商業・パッケージ用オフセット印刷機械、紙幣・有価証券用特殊印刷機械、印刷関連機器などを提供しております。2026 年 3 月現在で日本、北米、欧州、中華圏、東南アジアなどで事業を展開し、世界各国・地域に拠点を保有、グループ従業員数は 2,622 名となっております。

企業/事業の詳細については、当社ウェブサイトをご覧ください。

<https://www.komori.com/ja/jp/>

また、当社は製品製造のために国内外のサプライヤーから素材、機械部品、電子部品、一部完成品等の様々な部品を調達しております。

2. 奴隷労働・人身売買防止に関する方針

1) 小森グループに適用する方針

小森グループは、「国際人権章典」(世界人権宣言と国際人権規約)、および労働における基本的権利を規定した国際労働機関(ILO)の「労働における基本的原則及び権利に関する ILO 宣言」等の、人権に関する国際規範に則り 2024 年に「KOMORI グループ人権方針」を定めました。

詳細は以下の WEB サイトをご参照ください。

https://www.komori.com/ja/jp/sustainability/social/komori_human_rights_policy.html

また小森グループでは、全従業員が遵守すべき規範として「KOMORI グループ企業行動憲章」を、全従業員に対する行動基準として「KOMORI グループ社員行動基準」を定めています。

「KOMORI グループ企業行動憲章」では、基本的人権の尊重を目的として以下のような条項を定めております。

「私たちは、事業活動のグローバル化に対応し、各国・地域の法律の遵守、人権を含む各種の国際規範の尊重はもとより、現地の文化や慣習にも配慮し、当該国・地域の印刷文化・技術の発展に貢献します。経営トップは、本憲章の精神の実現が自らの役割であることを認識し率先垂範の上、社内ならびにグループ企業および取引先にも徹底します。

詳細は以下の WEB サイトをご参照ください。

https://www.komori.com/ja/jp/sustainability/social/komori_charter_of_corporate_behavior.html

また「KOMORI グループ社員行動基準」でも同様に、従業員の基本姿勢として人権の尊重を明確に定めております。詳細は以下の WEB サイトをご参照ください。

https://www.komori.com/ja/jp/doc/2512_employee_code_of_conduct_ja.pdf

2) サプライチェーンに適用する方針

小森グループは、サプライヤーの皆様を含めたパートナーに感動を与え、幅広い共創と協働の構築に取り組んでいます。小森グループでは「調達基本方針」を定め「CSR調達ガイドライン」においてサプライヤーの皆様の人権尊重を要請しています。

詳細は以下の WEB サイトをご参照ください。

<https://www.komori.com/ja/jp/sustainability/social/esg.html#s02>

3. 奴隷労働・人身売買防止に関する取り組みとデュー・デリジェンス

1) 小森グループの取り組み

入社時に社員に対し「KOMORI グループ企業行動憲章」および「KOMORI グループ社員行動基準」を展開し、人権尊重を含む規範や基準の遵守を徹底しております。

また、日本国内の KOMORI グループ各社において内部通報制度を整備し、グループ従業員や派遣および業務委託契約に基づく労働者等が利用できる相談窓口を設定しております。

2) サプライチェーンへの取り組み

2025 年度は、サプライヤーの皆様への「CSR調達ガイドライン」の説明会と、国内111社、海外3社のアンケートを実施しました。アンケート回答から有効性を継続的に評価しております。また主要なサプライヤーを訪問しヒアリングを行い支援も実施しました。さらに小森グループホームページに日本国内のサプライヤーの皆様を対象とした窓口を設置し取引の透明性、公正性の向上を図っております。

4. 教育・研修

1) 小森グループの取り組み

日本国内の小森グループ会社では、従業員に対するコンプライアンス研修を毎年実施しており、その中でいかなる事由による人権侵害、差別を行わないことを従業員に対し周知しております。2026 年 3 月期では 1,755 名の従業員が研修し、テストによる有効性を確認しております。

2) サプライチェーンへの取り組み

日本国内のサプライヤー説明会の中で人権問題の最近の動向等について説明し、「CSR調達ガイドライン」遵守の協力を要請しました。

本声明文は 2026 年 7 月 29 日、当社取締役会にて報告されました。

2026 年 7 月 29 日

株式会社小森コーポレーション

代表取締役社長 兼 最高経営責任者 (CEO)

持田 訓